



改正フロン回収・破壊法が施行されました

残暑が厳しかった9月も終わり、急に秋らしくなってきた10月。気温の変化もあり体調を崩したりしないよう、気をつけてください。

今年の6月号でも書きましたが、改正フロン回収・破壊法が今年10月1日より施行となりました。大きく変わった点は、

行程管理制度の導入。

整備時のフロン回収義務の明確化

解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明

フロン類の回収が必要な場合の拡大

都道府県知事に廃棄者に対する指導等の権限を付与

の5点になります。

の行程管理票につきましてはマニフェストのようなものだと考えるとわかりやすいかもしれませんが。ただし、フロン回収業者にフロンを直接引き渡す場合は単純な流れですが、これに2社、3社と業者を経由してからとなるとちょっと複雑になりますので注意が必要です。

業務用機器の整備を行う際にフロンの回収作業を行う場合には都道府県知事の登録が必要になります(または、フロン回収作業を登録業者に委託しなければなりません)。

建物解体工事を発注者から直接請け負おうとする業者は、その建物に、フロン類を含む業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうか確認し、その結果工事を発注しようとする者に書面(事前確認書)で説明しなければなりません。工事を発注する者はその確認作業に協力しなければなり

ません。

スクラップや部品取り用として売却(譲渡)したさいには、買取業者(受け取り者)に回収義務が発生します。その際には何かしらの書面を交わしておいたほうがよいでしょう。

都道府県知事は、フロン回収業者に加え、業務用冷凍空調機器の廃棄を行なおうとする者など他の義務対象者に対しても、その義務の履行を担保するため、新たに、職員を事務所等に立ち入らせることや、指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることができることとなります。

行程管理票の販売やQ & Aについては「フロン回収推進産業協議会(INFRE P)」で確認することができます。

いよいよ木屑が産業廃棄物へ

今年の9月4日閣議決定されました「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行例の一部を改正する政令」により、平成20年4月1日より施行されます。今までは一般廃棄物扱いでした木製パレット、梱包材、物品賃貸業に係わる木屑が産業廃棄物へと変わります。詳細につきましてははいま少し時間をかけて法律の条文等を読み砕いてみて、改めて記載したいと考えております。産業廃棄物への移行するための猶予期間や許可との関係などをじっくりと、間違いが無いように勉強したいと思います。

産業廃棄物管理票交付等状況報告制度

産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した者は、毎年6月30日までに、前年度のマニフェストの交付状況などに関し報告書を作成し、都道府県知事又は政令市長に提出しなければなりません。(廃棄物処理法第12条の3第6項) この報告については、これまで、当分の間適用が猶予されてきたところですが、平成18年7月26日付けの廃棄物処理法改正省令により、適用猶予期間が平成20年4月1日までと定められました。これにつきましては各都道府県の環境課または環境省のホームページで確認できます。報告書に使用する用紙の様式もダウンロードできるようになっています。

法律・省令の告知方法は？

どのような方法をとると国民に告知したということになるのだろうか？官報に載せたという施行したPSE法だが、結局告知不足でした。だからといってマスメディアをフルに使用してというのも…。どんな方法がいいんでしょう？